

兵労発基 0707 第 4 号

令和 3 年 7 月 7 日

一般社団法人兵庫県建設業協会

会長 殿



兵庫労働局長
(公印省略)

職場における熱中症予防対策の取り組みの徹底について

職場における熱中症予防対策の取り組みについては、令和 3 年 5 月 10 日付け兵労発基 0510 第 10 号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」及び令和 3 年 5 月 13 日付け兵労発基 0513 第 6 号「令和 2 年 職場における熱中症の発生状況(確定値)等について」、「令和 3 年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱」に基づき、積極的に取り組んでいただいているところです。

別添 1 のとおり、令和 2 年の兵庫労働局管内における熱中症を起因とする休業 4 日以上の死傷者数は 43 件であり、統計開始以来、最も多くなりました。

このうち、警備業においては、死亡者が 1 人でており、業種でみると建設業、製造業の順で多く発生している状況です。

職場における熱中症は、組織的にかつ適切に取り組めば必ず防げる災害であることから、かかる状況を踏まえ、改めて、各事業場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく基本的な熱中症予防対策が徹底されるよう、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

特に、7 月 1 日～7 月 31 日は、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の重点取組期間であり、梅雨明け直後は急激に気温が上昇すること、また、今年はコロナ禍の中での在宅ワーク等で暑さに順化していない状況が増加すると見込まれることから、WBGT 値に応じて、作業の中断・短縮、休憩時間の確保を徹底するようお願いいたします。

併せて、別添 2、3 のリーフレットのとおりに、厚生労働省ホームページ内において、社内教育に活用できるポータルサイトを拡充し、熱中症予防対策に係る講習動画等のコンテンツも無料で配信していることから、貴団体会員事業者等に対して社内教育にポータルサイトを活用していただくよう周知の程よろしくお願い申し上げます。